

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

			資料番号	5	担当課	土木管理課
法令名	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	根拠条項	第35条	不利益処分の種類	登録の取消し等	
○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律						
(登録の取消し等)						
第三十五条 都道府県知事は、解体工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。						
一 不正の手段により解体工事業者の登録を受けたとき。						
二 第二十四条第一項第二号又は第四号から第九号までのいずれかに該当することとなったとき。						
三 第二十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。						
2 (省略)						